

一般社団法人明専会 代議員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人明専会（以下「当法人」という。）定款第10条の規定に基づき、代議員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 代議員に関しては、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(代議員の定数)

第3条 代議員の定数は、定款第10条第3項に定めるところにより、正会員の中から100名以上、150名以内を選出する。なお、選挙区別の定数枠の割付は別途理事会で定めるものとする。

2 前項の正会員とは、当法人代議員選挙規則第12条第1項に定める選挙告示日における正会員とする。

(選出)

第4条 代議員の選出は、正会員による選挙により行う。

2 代議員選挙に関し必要な事項は、当法人代議員選挙規則（以下「選挙規則」という。）に定める。

(任意退任)

第5条 代議員は、理事会において別に定める退任届を提出することにより、任意にいつでも退任することができる。

(資格の喪失)

第6条 代議員が会員資格を喪失した場合は、定款第17条第2項のとおり代議員の資格を喪失したものとする。

(任務)

第7条 代議員は、社団法人及び財団法人に関する法律における社員として、本会の目的を達成するため、次の事項を履行しなければならない。

- (1) 当法人の社員総会に出席すること
- (2) 本会の事業を支援し、推進すること
- (3) 本会の適正な運営を図ること

(総会への出席)

第8条 止むを得ない理由により社員総会に出席できない代議員は、代理権を証明する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。

2 前項の委任状を提出した代議員が出席できない理由が消滅したときは、総会に出席することを妨げない。

(任期)

第9条 代議員の任期は、定款第10条第8項により当選確定後2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

(処理基準)

第10条 この規則を処理するため必要な事項については、理事会が別に定めることができる。

附則

- 1 この規則は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 これにより、平成22年5月8日の理事会で決議した社団法人明専会 代議員規則を廃止する。
- 3 平成26年2月6日 誤記訂正